

# フロン排出抑制法関係電子申請について (充填回収量報告関係)

○本資料は「第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書」(充填回収量報告)に関する電子申請手続き内容を記載しています。

○充填回収量報告は、各年度の充填回収量をこの年度終了後45日以内(5月15日まで)に報告する必要があります。

○各年度の上記報告対象期間中は、電子申請による報告が可能です。

○電子申請では、エクセル等様式の添付による提出とフォーマット入力による提出のどちらかを選択できます。

※書面での提出も従来どおり可能です。大分県循環社会推進課に提出してください。

## ○問い合わせ先

(1) **フロン報告事項の入力内容に関すること**

循環社会推進課 : 097-506-3126

(2) **電子申請の操作、利用者登録等に関すること**

大分県電子申請ヘルプデスク  
電 話 : 097-506-2457

フロン類充填量及び回収量等に関する報告について(大分県HP)

<https://www.pref.iota.jp/soshiki/13400/furon-houkoku.html>

(「大分 フロン 報告 充填 回収」で検索)

## 申請入力の前に・・・

申請にあたっては、事前にアカウントを作成する必要があります。

○アカウント作成については、以下のHPを参考にしてください。

<https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184756.html>

○ログイン方法については、以下のHPを参考にしてください。

<https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184759.html>

Graffer  
アカウント

Googleでログイン

LINEでログイン

入力した情報が、GoogleまたはLINEに送信されることはありません。

または、

メールアドレス 必須

パスワード 必須

Grafferアカウントでログイン

パスワードをお忘れの場合リセットすることができます。

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー及び個人情報の取り扱いについて](#)  
上記に同意してサービスを利用する

Grafferアカウントを作成する

- 以降では、電子申請で行う際の入力の流れを紹介します。

## 項目の入力について①

### 【共通事項】

必須

がある場合は、必ずチェックまたは、必要事項を入力してください。

### 申請者の情報

申請者の種別 必須

個人

法人

・どちらかに必ずチェックをする。

必須

・個人にチェックすると下記項目等が表示される【必須入力】  
氏名、郵便番号、住所、屋号 を入力後、  
電話番号、登録番号の入力画面へ進みます

・法人にチェックすると下記項目が表示される【必須入力】  
法人名称、郵便番号、主たる事務所の所在地 を入力後、  
代表者職、代表者氏名、代表電話番号、担当者の職、担当者の氏名、  
担当者の電話番号、登録番号の入力画面へ進みます

一時保存して、次へ進む

→  
・必要事項を選択し、「一時保存して、次に進む」をクリック  
・入力漏れがある場合は、エラーが表示されます。  
(以下、同様)

## 項目の入力について②

### 申請の内容

#### 申請の方法 必須

申請方法を選択してください。

入力フォームによる申請

報告様式添付による申請

・どちらかに必ずチェックをする。

必須

・**エクセルファイル等によらず、充填回収量等を報告**する場合は、「**入力フォームによる申請**」を選択してください。  
「入力フォームによる申請」をチェックし、「一時保存して、次へ進む」をクリックすると、CFC、HFC、HCFCの順に、**充填回収量・台数等の入力フォームが表示される【必須入力】 P.4へ**

・**既存のエクセルファイル等の報告様式**に報告事項を入力して、提出する場合は、「**報告様式添付による申請**」を選択してください。  
「報告様式添付による申請」にチェックし、「一時保存して、次へ進む」をクリックすると、**ファイル添付フォームが表示される【必須入力】 P.11へ**

報告用のエクセルファイルは、大分県HPでダウンロードできます。  
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13400/furon-houkoku.html>

一時保存して、次へ進む

入力し終わったらクリック

# 項目の入力について③(入力フォームによる申請)

## 申請の内容

### 申請の方法 必須

申請方法を選択してください。

入力フォームによる申請

報告様式添付による申請

### CFCに関する報告 必須

該当する項目を選択してください。

充填の実績あり

充填の実績なし

必須選択項目です

### CFCに関する報告 必須

回収の実績あり

回収の実績なし

必須選択項目です

・どちらかに必ずチェックをする。

必須

・エアコンや冷凍冷蔵庫へCFCの充填の実績がある場合は、「充填の実績あり」を選択  
エアコン、冷凍冷蔵庫の選択フォームが表示される【必須入力】 P.6へ

・充填の実績がない場合は、「充填の実績なし」を選択 P.8へ

・どちらかに必ずチェックをする。

必須

・エアコンや冷凍冷蔵庫からのCFCの回収の実績がある場合は、「回収の実績あり」を選択  
エアコン、冷凍冷蔵庫の選択フォームが表示される【必須入力】 P.6へ

・回収の実績がない場合は、「回収の実績なし」を選択 P.8へ

一時保存して、次へ進む

入力し終わったらクリック

# 項目の入力について③(入力フォームによる申請)

CFCを充填した第一種特定製品 **必須**

該当する項目にチェックしてください。

【充填】エアコンディショナー

【充填】冷蔵庫及び冷凍機器

【設置・エアコンディショナー】充填した台数(単位:台) **必須**

0の場合も入力してください。

【設置・エアコンディショナー】充填した台数(単位:台)を入力してください。

【設置・エアコンディショナー】充填した量(単位:k g) **必須**

小数点第2位まで入力できます。0の場合も入力してください。

【設置以外・エアコンディショナー】充填した量(単位:k g)を入力してください。

【設置以外・エアコンディショナー】充填した台数(単位:台) **必須**

0の場合も入力してください。

【設置以外・エアコンディショナー】充填した台数(単位:台)を入力してください。

【設置以外・エアコンディショナー】充填した量(単位:k g) **必須**

小数点第2位まで入力できます。0の場合も入力してください。

【設置以外・エアコンディショナー】充填した量(単位:k g)を入力してください。

設置合計(単位:台) **必須** **自動計算**

0

設置合計(単位:k g) **必須**

小数点第2位まで入力できます。0の場合も入力してください。

設置合計(単位:k g)を入力してください。

設置以外合計(単位:台) **必須** **自動計算**

0

設置以外合計(単位:k g) **必須**

小数点第2位まで入力できます。0の場合も入力してください。

設置以外合計(単位:k g)を入力してください。

エアコン、冷蔵庫冷凍庫のどちらも充填実績がある場合は、**必須**  
両方を選択し、下に表示される入力フォームに入力する

**【エアコン】** **必須**  
設置時にCFCを充填した台数、量を入力する  
冷凍冷蔵庫も同様に入力する

**【エアコン】** **必須**  
設置以外(整備など)でCFCを充填した台数、量を入力する  
冷凍冷蔵庫も同様に入力する

設置時のエアコンと冷凍冷蔵庫の充填量の合計を入力する(エアコン、  
冷凍冷蔵庫どちらかの場合は、「【設置・〇〇】充填した量」の項目と同  
量を入力する。  
台数は自動計算されます。 **必須**

設置以外(整備など)のエアコンと冷凍冷蔵庫の充填量の合計を入力  
する(エアコン、冷凍冷蔵庫どちらかの場合は、「【設置以外・〇〇】充填  
した量」の項目と同量を入力する。  
台数は自動計算されます。 **必須**

**【回収】も同様に入力する**

一時保存して、次へ進む

入力し終わったらクリック

## 項目の入力について④

### 申請の内容 (CFC)

年度当初に保管していた量 必須

必須項目です。チェックしてください。

年度当初に保管していた量 ①

年度当初に保管していた量を入力してください。

前年度に報告した「年度末に保管していた量」記載した量を入力  
0の場合も「0」を入力 **必須**

第一種フロン類再生業者に引き渡した量 必須

必須項目です。チェックしてください。

第一種フロン類再生業者に引き渡した量 ②

第一種フロン類再生業者に引き渡した量を入力してください。

再生業者に引き渡した量を入力  
0の場合も「0」を入力 **必須**

フロン類破壊業者に引き渡した量 必須

必須項目です。チェックしてください。

フロン類破壊業者に引き渡した量 ③

破壊業者に引き渡した量を入力  
0の場合も「0」を入力 **必須**

法第50条第1項の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量 任意

該当する場合はチェックしてください。

法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量 ④

該当がある場合のみ、入力(任意)

第49条第1号に規定する者に引き渡した量 必須

必須項目です。チェックしてください。

第49条第1号に規定する者に引き渡した量 ⑤

破壊業者に引き渡した量を入力  
0の場合も「0」を入力 **必須**

年度末に保管していた量 必須

必須項目です。チェックしてください。

年度末に保管していた量 ⑥

エアコン・冷凍冷蔵庫の回収量+①= ②+③+④+⑤+⑥となっているか確認する  
0の場合も「0」を入力 **必須**

一時保存して、次へ進む

入力し終えたらクリック

## 項目の入力について③(入力フォームによる申請)

HCFC、HFCも同様に入力する(P.5~7参照)

### 申請の内容

HCFCに関する報告 必須

充填の実績あり

充填の実績なし

HCFCに関する報告 必須

回収の実績あり

回収の実績なし

### 申請の内容

HFCに関する報告 必須

充填の実績あり

充填の実績なし

HFCに関する報告 必須

回収の実績あり

回収の実績なし



## 項目の入力について③(入力フォームによる申請)

### フロン類が充填されていないことの確認を行った第1種特定製品の台数

エアコンディショナー (単位: 台) 必須

0の場合も入力してください。法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第1種特定製品の台数

冷蔵機器及び冷凍機器 (単位: 台) 必須

0の場合も入力してください。法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第1種特定製品の台数

合計台数 必須 自動計算

0

必須

- 確認作業を行った結果フロン回収が行われず、確認証明書を発行した台数を記載する
- フロン回収を行い、引取証明書を発行した機器は「廃棄時回収」の欄に記載すること(自らフロン回収を行ったものについて、重ねて残量がゼロであることを確認した台数を記載する必要はない)
- 第一種フロン類充填回収業者として取り扱っていない機器(フロン類回収済みの廃棄機器の処理や、フロン類の充填に無関係な整備を行った機器等)については、充填回収報告で報告する必要はないこと

0の場合も「0」を入力

一時保存して、次へ進む

入力し終わったらクリック

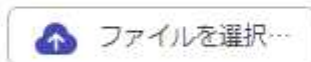
※法第41条「フロン類が充填されていないことの確認」は、相当の年月が経過し風化が進んだ不法投棄機器や災害により大きく破損した機器等、通常の回収依頼等によって処理を行うことが適切でない例外的なケースです。  
機器の廃棄に当たっては、基本的には、回収依頼書又は委託確認書によりフロン類の回収を行ってください。

## 項目の入力について③(入力フォームによる申請)

### 必要な書類の添付

第49条第2号に該当する場合は添付してください。 詳細

第49条第2号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。



・任意入力・・・該当なければ  
添付不要

一時保存して、次へ進む

添付し終わったらクリック

### <参考>

#### ・規則第49条第2号

法第50条第1項の規定に基づき第一種フロン類再生業の許可を申請しようとする者に対して、当該申請に必要な限度において、第一種フロン類充填回収業者がフロン類を再生の実験のために引き渡し、かつ、当該フロン類が申請者から当該第一種フロン類充填回収業者に返却される場合

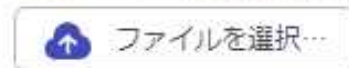
# 項目の入力について④(報告様式添付による申請)

## 必要な書類の添付

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填、回収量等に関する報告書

必須

(許容ファイル : png jpg/jpeg gif pdf docx xlsx pptx zip zip)



必須

第49条第2号に該当する場合は添付してください。 任意

第49条第2号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。



・任意入力・・・該当なければ  
添付不要

一時保存して、次へ進む

添付し終えたらクリック

< 戻る

※「第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填、回収量等に関する報告書」の様式は、以下のHPでダウンロードできます。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13400/furon-houkoku.html>

< 参考 >

・規則第49条第2号

法第50条第1項の規定に基づき第一種フロン類再生業の許可を申請しようとする者に対して、当該申請に必要な限度において、第一種フロン類充填回収業者がフロン類を再生の実験のために引き渡し、かつ、当該フロン類が申請者から当該第一種フロン類充填回収業者に返却される場合

# 申請内容の確認①

## 申請内容の確認

### 申請者の情報

申請者の種別 必須

[編集する](#)

氏名 必須

[編集する](#)

郵便番号 必須

[編集する](#)

住所 必須

[編集する](#)

屋号 任意

[編集する](#)

メールアドレス

### 申請者の情報

電話番号 必須

[編集する](#)

登録番号 必須

[編集する](#)

### 申請の内容

申請の方法 必須

[編集する](#)

CFCに関する報告 必須

[編集する](#)

修正がある場合は、  
「編集する」をクリックして修正してください。

## 申請内容の確認③(申請)

この内容で申請する

申請内容に間違いがないことを確認したらクリック



申請が完了しました

完了メールを登録頂いたメールアドレスに送信しました。また、申請内容は[こちら\(申請詳細\)](#)からご確認いただけます。

以下のようなメールが届きます

クリックすると申請内容が確認できます

「大分県 第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

」の申請を受け付けいたしました。申請内容を確認後、順次処理を行いますので、今しばらくお待ちください。

■ 申請の種類  
大分県 第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

■ 申請日時

申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。  
https://

## 手続き完了

申請先の行政機関で審査が終了すると、以下のメールが届きますので、手続きは完了です。

「大分県 第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書 [ ]」の処理が完了いたしました。

- 申請の種類  
大分県 第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書 [ ]
- 申請日時  
[ ]

申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。  
https://[ ]

※注意※ 修正がある場合もメールが届きますので、必要な修正を行い、再度申請してください。